

四半期会計基準専門委員会での検討状況(第24回)

1. 公開草案へのコメント状況

16件(団体12件、個人4件)

*平成18年12月25日締切り(コメント募集期間55日間)

2. 公開草案のコメント分析(第一回)

目的、四半期財務諸表の範囲、四半期特有の会計処理、簡便的な会計処理

四半期決算手続

*残りの部分(注記事項、表示など)は1月23日に審議予定

<主なポイント>

- ・ 四半期損益計算書の3か月情報の取扱い
(特に、一定の準備期間の必要性)

1月11日専門委員会での主な意見

- ・ 2008年は新会計基準(四半期、在外子会社の会計方針の統一、棚卸資産、関連当事者等)、日本版SOX法(内部統制)、改正税制への対応等で財務諸表作成者の実務が非常に大変な状況であり、これらの点を勘案して一定の準備期間を設けてもらいたい。

- ・ 産業界の意見として、1~2年の準備期間を求めたい。

上記の点を踏まえて、会計基準案第70項について表現を修正することでどうか。

- ・ 四半期決算手続(為替換算を含む)

1月11日専門委員会での主な意見

- ・ 基準案第40項の四半期決算手続の記述は整理すべきである。
- ・ 四半期財務諸表に影響を与える会計処理の開示を検討すべきである。

四半期決算手続は、市場関係者が四半期決算を理解し整理する上で一定の役割を果たしたと考えられるので、最終的な基準の段階に至り、基準案第40項(「結論の背景」)の四半期決算手続(四半期積上げ方式、累計差額方式、折衷方式)の部分について大幅に修正することでどうか。

また、四半期財務諸表に影響を与える会計処理の開示(年度での開示となると考えられる)を求めることとするかどうか。

四半期決算手続は、個々の会計処理方法の集約されたものとして整理できる。

- ・ その他

目的、四半期株主資本等変動計算書、簡便的な会計処理:原価差異、減損、減価償却費、未実現利益の取扱い